

おうちのアフター修理サービス 規定

住宅設備機器修理サービス「おうちのアフター修理サービス」（以下、「本サービス」といいます。）は、事業主体者であるジャパンエナジー株式会社（以下、「当社」といいます。）と当社提携先のコールセンター（併せて「サービス提供者」といいます。）は、本サービスに加入いただくお客様（以下、「加入者」といいます。）に対して、電話連絡にて本人確認及びライフラインおまとめサポートのご案内を実施し、確認がとれた時点で本サービスの加入手続きが完了し、お客様とサービス提供者の間で「おうちのアフター修理サービス 規定」（以下、「本規定」といいます。）の内容に基づく契約が成立するものとします。

本サービスは申込書に記載の製品（以下、「対象製品」といいます。）について、本規定に定めるサービスを提供します。

第1条 保証の範囲

1. 本サービスは、対象製品の製造メーカーの保証書に記載されている内容、および取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書きに従って正常の使用環境にて使用したにもかかわらず、発生した故障・不具合で且つ、対象製品の製造メーカーの保証規定にて保証対象となる故障（以下、「自然故障」といいます。）を対象とします。
2. 第7条で定める「適用除外」に該当する場合には本サービスの対象外とします。

第2条 保証の対象製品

本サービスは、当社指定の紹介店が販売した中古住宅（以下、対象物件）を対象としたサービスとなります。住宅物件に備え付けられている、以下の住宅設備機器が対象となります。

①ユニットバス ②システムキッチン ③給湯器（ガス・電気） ④換気扇 ⑤温水洗浄便座 ※換気扇はレンジフード、浴室暖房乾燥機を含みません。

第3条 保証限度額

自然故障の場合には、対象製品の製造から20年未満までの製品については、本サービスの規定に準じて、保証上限金額を10万円とし、無償にて修理（交換部品含む）を行います。なお、製造から21年以降の対象製品については、修理に関する出張、調査費のみ無償で提供し、修理費用および製品自体の交換費用については、加入者のご負担となります。

第4条 保証期間

本サービスの保証期間は、対象物件の引渡日から7日が経過した日から開始となり、1年経過した日までを保証期間とします。なお1年以上のメーカー保証がついている場合でも本サービスの保証期間に変更はありません。

第5条 サービスの終了

次の各号に該当する場合には本サービスは終了となります。

- (1) 本サービスの加入書に記載の保証期間が満了した場合
- (2) 保証期間満了前に当社に連絡なく、対象物件を第三者へ譲渡された場合

第6条 免責

- (1) 対象物件の引渡日から7日以内に発生した対象製品が故障した場合
- (2) 天災地変などの災害などにより、サービスの提供が困難である判断した場合

第7条 適用除外

次の各号に該当する場合には本サービスの適用除外とします。

- (1) 本サービスの加入書の提示が無い場合
- (2) 加入者がサービス提供者以外のメーカーや業者等に直接修理依頼をされた場合
- (3) 修理依頼を受けたサービス提供者が、故障・不具合を確認できなかった場合
- (4) 修理依頼が本サービスの有効期間経過後になされた場合
- (5) 加入者又は第三者の故意又は過失による故障・不具合の場合
- (6) メーカー保証外である加工、改造に起因する故障・不具合の場合
- (7) メーカー取扱説明書に記載される対象製品の使用者が行うべき調整

- (8) 対象製品設置後の移設、落下等によって生じた故障・不具合の場合
- (9) 火災、落雷、凍害、その他天災による故障・不具合の場合
- (10) 異常環境（水質・水圧・電圧等）、水害、公害、塩害や指定外の使用電源、電圧、周波数に起因する故障・不具合の場合
- (11) 乾電池、フィルター等の消耗品、又はメーカー指定消耗品の交換
- (12) 経年変化、若しくは使用損耗により発生する変質、変色、褐色、へたり、その他類似の故障・不具合の場合
- (13) 対象製品の機能及び使用の際に影響のない故障・不具合の場合
- (14) メーカー・リコール後の該当部品及びリコール部位にかかる対象製品の故障・不具合の場合
- (15) 動物・植物等の外部要因による故障・不具合の場合
- (16) 戦争・外国の武力行使、革命、内乱に反する取付施工に起因する故障・不具合の場合
- (17) 本製品の施工説明書や警告表示に反する取付施工に起因する故障・不具合の場合
- (18) 対象物件に加入者自らが支給した住宅設備、及びその設置工事に起因する故障・トラブルの場合

第8条 間接損害の除外

次の各号に該当する損害については本サービスの適用除外とします。

- (1) 対象製品の故障、不具合に起因して生じた身体障害（損害に起因する死亡を含みます）
- (2) 対象製品の故障、不具合に起因して他の財物（ソフトウェアを含みます）に生じた故障、損傷等の損害
- (3) 対象製品の故障、不具合に起因して本製品または他の財物・機器等が使用できなかったことによって生じた損害

第9条 解約・解除

1. 加入者は、サービス提供者に対して書面による通知をもって、本サービスを解約することができます。また、対象製品が備え付けられている対象物件を第三者に譲渡される場合（相続や贈与等による譲渡を含む）においては、第10条の規定に基づき、保証継承手続きをいたします。

2. サービス提供者は、加入者が、下記に該当する場合には本サービスを解除することができます。

- (1) 暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (4) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

3. その他不正な行為やサービス提供者（事業協力者含む）の関係者の業務を妨害、支障を与える行為を行った場合に対し、サービス提供者が本サービスの提供に相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第10条 譲渡等による保証の継承

加入者が対象製品の備え付けられている対象物件を第三者に譲渡される場合（相続や贈与等による譲渡を含む）は、譲渡の日から1カ月以内に当社へ文書にてお申し出ください。当社では、住宅物件を譲り受けた方に対して確認の上、残存期間の保証継承手続きをいたします。

第11条 個人情報の使用

サービス提供者は、加入者よりご提供頂いた個人情報等について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって、保管、使用、処理の上、本サービスを提供いたします。また、本サービスを提供するにあたり、事業協力会社に下記の利用目的として使用します。

- 1. 自然故障に対する修理業務（代替交換含む）に際してサービス提供者と修理業者による個人情報の共有が必要な場合。
- 2. 本サービスの運用リスクに対して、損害保険会社との保険契約の締結に関する諸手続きのために個人情報の提供が必要な場合。

第12条 個人情報の取扱いについて

加入者の個人情報は、当社のホームページに記載された「プライバシーポリシー」に則り、お取扱いいたします。